2024年度JPC次世代アスリート育成強化選手選考規程

一般社団法人日本パラバドミントン連盟
強 化 委 員 会

（目的）

第１条　一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、本連盟という）のJPC次世代アスリート育成強化選手選考基準を明確で、透明性のあるものにすることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、本連盟の会員に適用する。

（選考基準）

第３条　選考に当たっては、パラリンピックへの出場を主眼とし、BWFパラバドミントンクラシフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、以下の条件を満たしたもの。

（選考条件）

第４条　選考に当たっては以下を条件とし、JPC次世代アスリート育成強化選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

1）年齢が25歳以下で、2023年度第9回日本障がい者バドミントン選手権大会登録したもの。
2）JPC次世代アスリート育成強化選手として代表活動を行った経験が4年以下のもの。
3）連盟の指定する強化事業すべてに自己負担にて参加できるもの。
4）JPC次世代アスリート育成強化選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得るもの。

（選考方法）

第５条　国内および国際大会に出場し、一定の戦績、今後の成長が見込まれる将来性、適正等を総合的に評価されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの。

（認定期間）
第６条　JPC次世代アスリート育成強化選手の認定期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとする。

（JPC次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知）
第７条　JPC次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知は、以下の通りとする。
1）本連盟のホームページ上での発表
2）認定者への紙面による認定通知書の郵送

（JPC次世代アスリート育成強化選手の途中選考）
第８条　年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会の承認により、JPC次世代アスリート育成強化選手の追加が出来るものとする。
尚、追加の際は、別途、選考基準、選考方法を設けるものとする。

（不服申立）
第９条　選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則
1. この規程は、2023年11月24日から施行する。